**「人権感覚」を育てるための指導方法**

**について学びたい。**

**Ｑ 23**

学校での人権教育の目的は、子どもたちが人権感覚を身に付けて、自分や他者の人権を尊重する行動ができるようになることです。そのためには、子どもたちが学習に主体的に関わることができる指導方法の工夫が必要です。

**Ａ１　学級や学校の経営が人権尊重の精神に貫かれていることが大切です。**

自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるために必要な人権感覚は、子どもに繰り返しことばで説明するだけでは身に付きません。

子どもが学校で「自分は大切にされている」という実感をもつことが「人権感覚」を育む土台です。人権尊重の精神が、教科・学習指導、集団づくり、生徒指導、進路指導など、すべての教育活動において貫かれている必要があります。

いじめや暴力をはじめ、他の人を傷つけるような問題が起きた時は、人権を尊重する観点から、これらの行為を見過ごすことなく適切かつ毅然とした指導を行わなければなりません。

また、基礎学力や言葉の力、話す・聞く力、コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、子どもたち一人ひとりが異なる意見をもっていても、誰もが自分の考えを安心して発表できる集団をつくりましょう。そのためにも教職員がカウンセリング的な技法を身に付け、子どもたちの声をしっかり聴く学校文化をつくることが大切です。

**Ａ２　子どもが主体的に学べるよう工夫しましょう。**

人権感覚は子どもが主体的に関与し、参加し、体験することを通してはじめて身に付くものです。人権感覚を育成するためには、自分で「感じ、考え、行動する」という主体的・実践的な学習が必要です。このような学習を促進する指導方法は、子どもの「協力」、「参加」、「体験」を要素として位置づけ、それを基本とするものでなければなりません。具体的にはＱ24を参照してください。

**〈ポイント〉**

教職員自身も鋭敏な人権感覚を磨くこと

さまざまな人権問題についての知的理解

![wb01629_[2]]()

**自他の人権を守ろうとする態度・実践へ**

協力的・参加的・体験的な学習形式

人間関係づくり・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ力を養う

自己肯定感を育む

**自分と他人の大切さを実感できる取組み**

**〔土台〕**

人権尊重の精神に
　　貫かれた
学級・学校づくり

*★ＣＨＥＣＫ①★　「人権感覚」を育むプログラムの展開例、実践例*

「人権教育のための資料」（大阪府教育委員会　平成11〔1999〕年度　第１集　～　平成20〔2008〕年度　第９集）

この資料は、各学校に冊子（ただし第９集のみＣＤ版）で配付しています。この資料集は小中学校のさまざまな学年を想定しており、学校によって状況が違うことから、まず教職員間で相談して、自分が担当する学級・学校の状況について理解・分析に努めてください。以下に展開事例を紹介します。

○自己肯定感を育む取組みについては

・「子どもにラブレターを書こう！」(５集)　　・「ほんとうかな、そうかな」(７集)

○人間関係づくり、コミュニケーション力を養う学習については

・「自分大好き！！」(６集)　　・「私がここにいる！」(７集)

○集団づくり、人権が尊重される学級経営については

・「ゆたかなかかわりあいをもとめて」(６集)　　・「なかまを知ろう！自分を知ろう！そして伝え合おう！」(６集)　　・「在日韓国人であるＡ君を理解しよう」(７集)

○人権感覚を養う体験的な学習の取組みについては

・「ふくらまそう夢・希望」(５集)　　・「人にやさしい町づくりパワーのひみつをさぐれ」(７集)

また、第９集では「自分自身・人間関係」「人権侵害と偏見」「地域学習」「歴史・公民学習」「労働・進路」の５つのテーマ・分野から同和問題（部落差別）に関する人権学習を中心とした人権学習プログラムを掲載しています。

*★ＣＨＥＣＫ②★　「人権感覚」を育むプログラムの展開例、実践例*

「人権基礎教育指導事例集」（大阪府教育委員会　平成16〔2004〕年３月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/zireisyu/index.html>

この資料には小学校低学年での人権意識や人権感覚の育成に重点を置いた展開事例が掲載されています。

*★ＣＨＥＣＫ③★*

①「人権教育教材集・資料（CD版）」（大阪府教育委員会　平成23〔2011〕年３月、平成28〔2016〕年10月改訂）

<https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/humanrights_files/kyozaishiryou/page_top.html>

小学校１～３年生用、小学校４～６年生用、中学生用の３種類に分かれ、様々な人権課題に対応するとともに、子どもの感性に訴え、人権感覚の育成に関わる教材を取り入れています。また、それぞれの教材について「教材設定の理由」「教材を活用するにあたっての留意点」「教材の解説・補足資料」などが掲載されています。一部、Webページからもダウンロードすることができます(パスワードが必要です)。

②「人権教育実践事例集（CD版）」（大阪府教育委員会　平成29〔2017〕年６月）

①の人権教育教材集・資料を活用した実践事例を各学校で取り組んでいただきやすいよう、「実践にあたって」「ねらい」「実践の流れと児童生徒の様子」「実践を終えて」の項目に構成して、掲載しています。

③「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」リーフレット（大阪府教育庁　平成29〔2017〕年11月）

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/gakkyuudukuri/page.html>

子どもたちが自分の思いを伝え、お互いのよさや違いを認め合うことができる学級づくりを進めるために、子どもの発達段階に応じた系統性のある年間を通しての活動例や、すぐに使える教材や資料を紹介しています。

④「新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案」

（大阪府教育庁　令和２〔2020〕年７月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html>

新型コロナウイルスの感染拡大下では、未知のウイルスに対する不安や感染に対する過度の恐れが、様々な場面で、偏見・差別を生み出す状況になりました。新型コロナウイルス感染症に限らず、感染者やその家族、医療従事者、また、特定の国や地域の人々等に対する偏見・差別は人権侵害であり、絶対に許されないことです。

学校では、正しい知識に基づき、偏見・差別が生じない取組みを進めることが必要です。

新型コロナウイルス感染症に伴う偏見・差別について、子どもと一緒に考えることができる教材及び学習指導案を紹介しています。

⑤「ネット上の偏見・差別について考える学習教材」（大阪府教育庁　令和６（2024）年９月改訂）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html>

「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」（大阪府教育庁　令和６〔2024〕年９月改訂）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9145/gakushukatudoutaikei.pdf>

近年の情報化の進展に伴い、SNSなどインターネット上の差別や人権侵害に対する対応が課題となっています。児童生徒を被害者にも加害者にも傍観者にもしないために、ネット上の偏見・差別について考える教材や指導のてびきを紹介しています。

*★ＣＨＥＣＫ④★*

「動詞からひろがる人権学習」(大阪府教育委員会　平成17〔2005〕年３月、平成30〔2018〕年12月一部改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/dousikara/index.html>

　この教材は、人権を考えるうえで大切にしたい13の動詞を集めて、その一つひとつにエピソードと発展資料を配置したものです。教職員研修やＰＴＡ研修等で活用いただけます。

*★ＣＨＥＣＫ⑤★　人権尊重の精神に貫かれた学級・学校づくり*

「すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために －いじめ防止指針－」

（大阪府教育委員会　平成18〔2006〕年３月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/seishi/ijime-1.html>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/seishi/ijime-2.html>

本指針とともに、Ｑ６、Ｑ15、Ｑ18もあわせて読んでください。

*★ＣＨＥＣＫ⑥★*

①「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ－人権学習プログラム－」（大阪府教育センター　平成19〔2007〕年３月）

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。Ⅰ編では学習を進めるにあたって大切なことや、指導方法の工夫について説明しています。

②「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２ －集団づくり[基礎編]－」(大阪府教育センター　平成20〔2008〕年５月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第４章では、子どもどうしが深くつながるための集団づくりの観点と方法やワーク、実践のエピソードが紹介されています。

③「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part３ －集団づくり[探究編]－」(大阪府教育センター　平成21〔2009〕年３月)

「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２ －集団づくり[基礎編]－」にまとめたことを発展させています。特に、第８章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

*★ＣＨＥＣＫ⑦★*

「学校における人権教育の推進のために－『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集－」

（大阪府教育委員会　平成26（2015）年７月）

各学校における人権教育の推進に関する基本的な観点や、人権学習を計画・実施する上での具体的なポイント等をまとめています。

*★ＣＨＥＣＫ⑧★*

①「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html>

すべての子どもたちが、安全に安心して学校生活を送ることができるよう、様々な人権課題の理解を深めるとともに、課題の解消に向けた取組みを進めるための教職員用研修資料です。

②「大阪府教育センター人権教育研修動画シリーズ　『人権及び人権教育の基礎』」

　(大阪府教育センター　令和６〔2024〕年３月)

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/douga/page.html>

人権教育は、「一部の先生が担うもの」「HR などで特別な内容を教えること」ではありません。すべての教育活動の根本にあるものであり、すべての教職員が人権教育の推進者です。動画を通して、教職員が人権課題を学ぶことの意義、大切さについて考えます。

【補足と発展】

子どもの人権感覚を高めるためには、教職員自身の人権問題に対する深い理解と鋭敏な人権感覚が必要です。

そのためには、まず教職員自身が率先して、人権上の課題の解決に努力する人々の話を聞いたり、コミュニケーション力を養う研修などに参加したりするとともに、校内や他校の優れた実践に学ぶことが必要です。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉（大阪府教育委員会　平成30〔2018〕年３月改正）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

* 「（３）基本方向」で、人権教育を「ア．人権及び人権問題を理解する教育、イ．教育を受ける権利の保障、ウ．人権が尊重された教育」の３つの側面で解説している。「人権感覚の育成」はア、土台となる「人権尊重の精神に貫かれた学級・学校づくり」はウにあたる。〔１－(3)〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」
<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm>

* 人権教育の効果的な指導のための方法と技術がくわしく紹介されている。

参　考：人権教育の効果的な指導のための方法と技術

①グループ活動を効果的に進めるテクニック

②ディスカッション技能を発達させるための方法と技術〔実践編　Ⅱ－３．参考〕

* 「人権感覚の育成」については、「第Ⅰ章－２．－(2)学校における人権教育の取組の視点」で基本を述べ、「第Ⅱ章－第２節－３．指導方法の在り方」で具体的な指導方法を述べている。
	+ - 自分の人権を大切にし、他の人の人権も同じように大切にする、人権を弁護したり、自分とちがう考えや行動様式に対しても寛容であったり、それを尊重するといった価値・態度や、コミュニケーション技能、批判的な思考技能などのような技能は、ことばで教えることができるものではなく、児童生徒が自らの経験を通してはじめて学習できるものである。つまり、児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くといえる。〔第Ⅱ章－第２節－３．－(1)〕
* 「人権尊重の精神に貫かれた学級・学校づくり」については、「第Ⅱ章－第１節－１．学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進の(1)(4)(5)」で述べている。

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」（文部科学省　令和６〔2024〕年３月改訂）

<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00006.htm>

* + - 令和の時代には、これまで以上に一層、学校における人権教育を充実させていくことが求められる。このため、第三次とりまとめ策定後の社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足するものとして、本資料を作成した。第三次とりまとめと併せ、本資料が全国の学校・教育委員会で幅広く活用され、学校における人権教育がこれまで以上に充実することを期待する。〔はじめに〕
* （１）人権教育の充実をめざした教育課程の編成：学習指導要領に新たに盛り込まれた要素である、社会に開かれた教育課程の実現、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、第三次とりまとめとの関係性が述べられている。〔Ⅰ－２．－（１）〕
* （２）人権尊重の理念に立った生徒指導：人権教育と生徒指導の関係性について述べられている。〔Ⅰ－２．－（２）〕
* （３）人権尊重の観点に立った学級経営や学校づくり：人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならず、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要があることが述べられている。〔Ⅰ－２．－（３）〕